

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示
青少年に有害な図書類の指定(女性青少年課)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

県道の区域の決定(道路課)

県道の区域の変更()

県道の供用の開始()

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続
(会計課)

◇ 調達公告
随意契約の相手方の決定(税務課)

◇ 正 誤
平成八年九月十三日付鳥取県告示第六百三十七号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百九十二号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第

一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 匡 次

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された 発行所名
		題 名 及 び 号 数	種 別		
5736	雑誌その他 の刊行物	フ ラ ヴ ェ ン ン FEBRUARY 1997 No.135	雑誌	16487-2	英知出版
5737	〃	B e p p i n - S c h o o l No.66 1997. 1月号	雑誌	07971-01	英知出版
5738	〃	妖 精 の 発 情	雑誌	ACNY-25	キヤンペイ コーポレーション
5739	〃	N i g h t W a i k e r No.32 3月号	雑誌	06843-03	株式会社 サン出版
5740	〃	U P I Y O U 1997. 1	雑誌	11575-1	株式会社 グイテアリス
5741	〃	故 課 後 ク ラ フ R U I T S 1997 VOL. 1	雑誌	07538-2	株式会社 グイテアリス
5742	〃	熱 写 一 一 1997. 3月号	雑誌	07055-3	株式会社 東京三世社
5743	〃	カ ム ラ 天 国 コミックボーイ3月号増刊号	雑誌	13724-3	株式会社 日本出版社
5744	〃	B e 人 1997. 3	雑誌	07824-3	株式会社 日本出版社
5745	〃	恋 の ト リ ー ト ム ン ト	雑誌	S104	ハートレイキヤル カンパニー

5746	雑誌その他の の刊行物	ラ テ ・ タ ー ゲ ッ ト	S105	雑誌 誌	ハ ー ド ウ ェ ィ ル ズ カ ン パ ニ ー
5747	〃	ゾ ル セ ラ A V 大 全 集 96 年 度 版 V O L. 2	雑誌 02198-1	雑誌 誌	株 式 会 社 ビ デ オ 出 版
5748	〃	W O O O O O O !(マ ガ ジ ン ウ オ ー)3 月 号	雑誌 08397-03	雑誌 誌	株 式 会 社 マ ガ ジ ン マ ガ ジ ン
5749	〃	M a g a z i n e B a n g 3 月 号	雑誌 18385-03	雑誌 誌	株 式 会 社 マ ガ ジ ン マ ガ ジ ン
5750	〃	C r e a m 1 9 9 7. 1 月 号	雑誌 13267-1	雑誌 誌	株 式 会 社 ミ リ オ ン 出 版
5751	〃	T O K Y O ナ ン パ 俱 楽 部 1 9 9 7. 2 月 号	雑誌 16673-2	雑誌 誌	株 式 会 社 ラ ン 出 版
5752	〃	漫 画 ユ ー ト ピ ア 平 成 9 年 6 月 号	雑誌 08937-6	雑誌 誌	株 式 会 社 笠 倉 出 版 社
5753	〃	漫 画 コ マ ン ド ー 6 月 号	雑誌 13625-6	雑誌 誌	黒 田 出 版 興 文 社
5754	〃	漫 画 エ ロ ト ラ フ 1 9 9 7. 6 月 号	雑誌 18323-6	雑誌 誌	株 式 会 社 竜 電 社
5755	〃	漫 画 ラ フ ト ピ ア ス ペ シ ヤ ル 6 月 号	雑誌 18349-6	雑誌 誌	株 式 会 社 竜 電 社
5756	緑画テレーゾ	あ な た の ス ペ ル マ イ ッ ぱ い 飲 ま せ て	IK-028		イ ン テ リ ア ン キ ン グ
5757	〃	夜 に 抱 か れ て	SP-06		有 限 会 社 セ レ ブ ル マ ガ ジ ン コ ン パ ニ ー
5758	〃	ホ テ ル マ ガ ジ ン コ ー ト	LC-009		L I P S C L U B

鳥取県告示第三百九十三号
次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和

二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字久原字下庄三三七の四、一三八、一三九の一、一三九の三、二四〇の一

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成九年五月三十日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成九年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
溝口伯太線	西伯郡会見町鶴田字宮ノ奥ノ一 二三四地 先から同町鶴田字福鯛四〇七一―地先まで	一六・〇 六八・〇	二六五・〇

鳥取県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成九年五月三十日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成九年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更	
		前後別	敷地の幅員 (メートル)
溝口伯太線	西伯郡会見町鶴田字ザン塔ノ一 四 三六―二地先から同字四三六―一 地 先まで	変更前	一一・〇 一四・五
		変更後	一四・〇 二五・五
			敷地の延長 (メートル)
			四八・〇

鳥取県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成九年五月三十日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成九年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
溝口伯太線	西伯郡会見町鶴田字宮ノ奥ノ一 二三四地先 から同町鶴田字福鯛四〇七―一地先まで 西伯郡会見町鶴田字ザン塔ノ一 四三六―二 地先から同字四三六―一地先まで	平成九年五月三十日

鳥取県告示第三百九十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成八年十一月二十九日 鳥取県指令鳥土維第九百八十六号
 - 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市東今在家字下中瀬
 - 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市立川町五丁目二七一―二四
有限会社オークラ殖産
代表取締役 山根 國藏
- 鳥取県告示第三百九十八号**
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年二月十三日 鳥取県指令鳥土維第千三百十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町新通り三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市相生町一丁目六〇七

有限会社北村木材ハウス

代表取締役 北村 明彦

鳥取県告示第三百九十九号

平成十年度から平成十二年度までにおいて県が発注する物品等の売買、修理等及び役務の提供（測量、建設コンサルタン、地質調査及び補償関係コンサルタン業務に係るものを除く。）に係る調達契約の競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第二項（同令第六十七条の十一第三項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条の規定により告示する。

平成九年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 業種区分

競争入札参加資格（以下「資格」という。）の業種区分は、調達する物品等又は特

定役務の種類に応じ、次のとおりとする。

文具・事務用機器類、図書・教材類、薬品類、油脂・燃料類、家具・調度品類、繊維・皮革・ゴム類、印刷類、車両・船艇及び航空類、電機通信機器類、医療・理化学機器類、機械器具類、工用材料類、看板・塗料類、役務、食品類、雑類並びに払下品類

二 申請の方法

1 願書の入手方法

競争入札参加資格審査願（以下「願書」という。）は、鳥取県出納局会計課、中部県税事務所（鳥取県中部総合事務所内）及び西部県税事務所（鳥取県西部総合事務所内）で配布する。なお、郵送による願書の請求は、九十円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封し、鳥取県出納局会計課に行うこと。

2 願書の提出方法

願書に次の種類を添え、鳥取県出納局会計課用度係（千六八〇一七〇 鳥取市東町一丁目二二〇 電話〇八五七一二六―七四三三）へ提出すること。なお、郵送による場合は、書留郵便とすること。

- (一) 経営実態調査（所定の様式によること。）
- (二) 営業用機械器具調査（所定の様式によること。）
- (三) 法人にあっては資格審査申請時の直前の営業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては資格審査申請時の直前に提出した所得税確定申告書の写し
- (四) 資格審査申請時前一年において納税義務の発生した事業税、自動車税及び消費税の納税証明書
- (五) 法人にあっては登記簿の謄本、個人にあっては住民票の抄本
- (六) 営業に必要な許可・認可・届出・登録等の証明書
- (七) 代表者が禁治産者、準禁治産者又は破産者でないことを証する書類
- (八) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書
- (九) 委任状（委任する場合）

(十) 代理店又は特約店証明書(該当する場合)

3 願書の受付期間

願書は、平成九年七月一日から同年八月三十一日まで(郵送による場合は、同日の消印のあるものまで)受け付けるものとする。なお、それ以降の時期においても申請は随時受け付ける。

4 願書等の作成に用いる言語

(一) 願書は、日本語で作成すること。

(二) 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(三) 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

三 資格の決定

資格は、次に掲げる事項を総合的に勘案して行う審査の結果に基づき決定する。

1 資格審査申請時までの営業年数

2 資格審査申請時の直前の二営業年度における製造高、販売高又は収入高について算定したそれぞれの年間平均

3 資格審査申請時の直前の営業年度の決算(以下「直前決算」という。)における流動比率

4 資格審査申請時における従業員の数

5 直前決算における機械器具、車両、運搬具等の残存価格

6 直前決算における自己資本

7 その他経営及び信用の状態

四 競争入札に参加することができない者

次に掲げる者には、資格を付与しない。

1 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者(その者を代理人、支配人その他

の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)で、その事実があった後二年を経過していないもの

(一) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

(二) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(三) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(四) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(五) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

3 願書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

4 手形の不渡り処分を受けた者及び決算の内容により経営状況が不健全であると認められる者

5 鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成七年七月十七日出第百五十七号)第三条の規定による指名停止措置を受けている者

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

六 資格の有効期間

1 資格の有効期間は平成十年度から平成十二年度までとする。ただし、二の3のなお書により随時申請をした場合は、資格を付与されたときから平成十二年度までとする。

2 1にかかわらず、平成十三年度の資格が決定されるまでの間は、資格は引き続きその効力を有するものとする。

調 達 公 告

正 誤

随意契約の相手方を決定したので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公布する。

平成八年九月十三日付鳥取県告示第六百三十七号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

平成9年5月30日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

頁 四
段 上
行 九
誤 土砂の流出の防備
正 土砂の崩壊の防備

- (1) 調達件名及び数量 電子計算組織による税務事務処理一式
- (2) 調達方法 役務の提供
- (3) 契約方式 随意契約
- (4) 契約日 平成9年4月1日
- (5) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- (6) 契約価格 143,368,050円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号に該当
- (8) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務課税務課
鳥取市東町一丁目220